

## 2 品質問題に挑む－国際政府統計のため品質枠組みに向けて

Ivo Havinga, Gisele Kamanou, Stefan Schweinfest,  
Willem de Vries (国連統計部)<sup>1</sup>

【セッション1: 国際機関によって行われた統計活動を評価し改善する品質枠組み】

要約: 国連の政府統計の基本原則とIMFのデータ品質評価枠組みにおける操作化は、国別レベルでの政府統計の品質に対する標準を定義することに貢献してきた。今までのところ、国際的政府統計に対してそういった枠組みはない。しかし、国際政府統計の原則宣言を起草するイニシアチブがとられてきた。本論文は、それら三つのセットの品質装置の関係を調べ、包括的な国際政府統計の品質枠組みに向けた一層の前進はいかにしてはかられうるかについて推測する。

キーワード: 政府統計, データ品質, 品質枠組み, 品質標準, 国際統計

2004年5月

### 1. 序

1 ECEの論文「統計制度に向けて」<sup>2</sup>は、政府統計の品質基準の発展の新しい段階のきっかけとなった。この論文の著者は、政府統計の基本原則 (FPOS: Fundamental Principles of Official Statistics)<sup>3</sup>は、形式的には、国際機関の統計活動には直接的には適用されないかも知れないが、多くの国際統計家はFPOSに従う義務があると考えている。彼らは、国際的統計活動へのFPOSの適用可能性の正式の承認を如何にして達成するのか? という問題を提起した。

2. 各国レベルでは、適格的 (relevant) で品質の高いデータへの利用者の需要が、品質の定義と幾多の関連するデータの品質評価枠組みの明白な定式化をもたらした。近年には、

---

<sup>1</sup> この論文は著者たちの個人的見解を表しており、必ずしも国連の見解や政策を表すものではない。

<sup>2</sup> 2003年9月8-10日に、ジュネーブで開かれた統計活動の調整委員会 (CCSA: the Committee for the Coordination of Statistical Activities) の第2セッションで、ECE統計部長、Heinrich Bruenggerが提出した文書 (SA/2003/9, 16 August 2003)。

<sup>3</sup> 次のウェブサイト参照 <http://unstats.un.org/unsd/goodprac/bpabout.asp>

様々な国の統計機関が、その品質管理アプローチを文書化してきた。<sup>4</sup> 同時に、適合的で高品質の「国際データ」、すなわち、国際組織の統計機関が提供する比較可能な多くの国についてのデータ、への利用者の要求もまた増大した。しかし、国際機関は国レベルのデータ管理に対して、品質管理標準と定義を発展させ、あれこれの形態の品質標準を採用して、諸国への支援あるいはインセンティブを提供して活発に貢献してきたが、国際的データベースのために、それを生産する過程のための「品質」という用語を定義し、操作化する点で匹敵する努力をしてこなかった。

3. 国レベルのデータ品質を評価し、管理する道具はある程度発展しているので、この論文は、それらの道具が国際的脈絡にどの程度適応するかを検討する。結局、国際的統計データベースは国別データからひきだされるので、前者の品質の定義は、後者の品質の定義に依存する。それにもかかわらず、国際統計機関の活動の仕方には重要な違いがある。(i) 比較可能な法的環境はない、(ii) 国際機関は、国際統計基準を調整し、諸国とこの基準を実施するために協力する、(iii) 国際的なデータ収集は通常一次データから直接的ではなく、各国統計制度から「収集」する、(iv) 国際統計機関は、回答の無い諸国について推定値を提供する（「空白を埋める」）ことと、一連の出版サイクルの中で、報告された国のデータを、時期と地理的領域にわたって国際的に比較可能にすることによって、付加価値をつける、(v)（下位）地域と世界の推定値は合計して提供される、(vi) 国際データの利用者の世界としては、国際機関自体の世界的政策策定者、多国籍企業と外国投資家、世界的研究者の世界そして大規模な大衆がある。

4. 本論文の構成は以下のとおりである。第II節では、各国および国際的レベルでの現存の統計の品質定義と操作的枠組みの構造の主要要素とその相互関係を要約する。第III節では、国際政府統計の品質枠組み（QFIS：Quality Framework for International Official Statistics）の発展の基礎としての国際政府統計の原則宣言（DPIS：Declaration of Principles for International Official Statistics）草案と比較して、このIMFのデータ品質評価枠組み（DQAF：Data Quality Assessment Framework）を分析する。第IV節では、DPISの起草過程と政府統計の基本原則（FPOS：Fundamental Principles for Official Statistics）との関係を述べる。第V節は、結論とQFISを達成する方法について推論する。

5. 本論文には付録がある。付録1はDQAFとDOIS（草案）との間の詳細比較表な書式の中にQFIS草案を入れている。付録2はDPISとFPOSを比較しており、付録3はDPIS草案、改訂版2（2004年5月）の全文を示している。

---

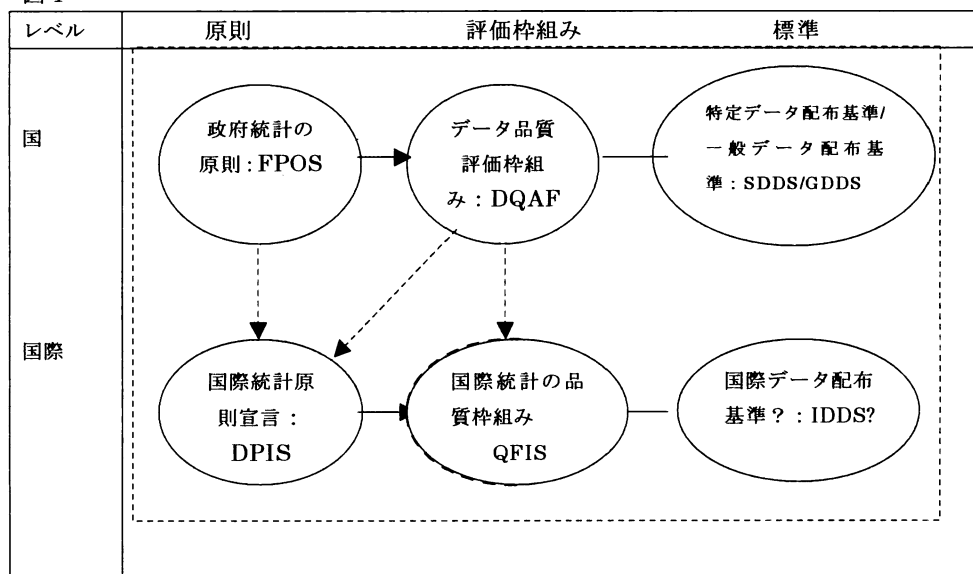
4 一層の情報については国連統計部の良い統治に関するウェブサイト <http://unstats.un.org/unsd/goodprac/default.asp> と IMF のデータ品質参照文献ウェブサイト <http://dsbb.imf.org/Applications/web/dqrs/dqrshome/>

6 結果として、この論文は基本的には、QFISの形成に到達するための二つの経路について述べている（図の縦の点線で示している）。(i) 現在の（国別の）DQAFが、どのように国際的なデータ品質評価枠組みの基礎的要素を提供できるかを探求し、(ii)DPISを定式化する進行中の過程が、そういった枠組みの概念的な基礎としてどう役立つことができるかどうかを検討する。この二つの経路は勿論、国際的脈絡でのDQAFの適用可能性の全体的分析は、DPISの現在の定式化で考えられるべき問題を提起するという意味において、相互に関連している。

## II. 原則、枠組み、標準

7 以下の表1は、国内および国際的な政府統計の品質構成要素を、哲学的、戦略的および操作的に定義するために発展されてきた（あるいは開発されつつある）道具の、現在のそして可能性ある構造を描いている。

図1



8. 哲学的、戦略的および操作的な用語を使用する代わりに、他の用語を使って、原則は品質、定義の基本を示すこと、枠組みは包括的測定道具を提供すること、そして標準は統計品質に対するデータセットにそくした対処法を提出すること、を語ることができるだろう。どんな用語が使われようとも、国別と国際の間の違いに加えて、品質定義にはこれら三つのレベルがあることを認識することが重要である。

### III. データ品質評価の枠組み

9. この論文は、出発点として、IMFが開発したDQAF<sup>5</sup>を国別の、主としてマクロ経済的データシステムの検討のためにとりあげる。何故DQAFか？ DQAFは、1994年に国連統計委員会が採用した政府統計の基本原則に基づいていることを思い起こすのが有効である。DQAFは基本原則のある程度までの「操作化」である。「品質」という用語は、基本原則に従うものとして理解される。もし、同じ論理が国際システムに適用されるなら、実際に二つの道具が開発されるべきである。すなわち、国際統計制度に適用可能な原則の声明、そしてそこからひきだされ、品質評価枠組み、すなわち、国際機関による特定の統計生産過程とその成果が原則に沿うものであるか、したがって「高品質」というラベルに値するかどうかを評価可能にする体系的チェックリスト、である。

10 DQAFが、(i)データの品質の意味と理解を明確にし、(ii)自己評価と外部評価のいずれを通じてであれ、データ品質の評価と対話に向けて共通の構造と言語を提供したことについては一般的同意がある。DQAFに対する対称的な構造を選びながら、QFISは三つの主な基礎的要素—すなわち、(i) 統計システムの統治、組織的、制度的調整、(ii) 収集、処理、配布という中核的統計過程、および (iii) 統計生産物の観察可能な特徴—を構成する。さらに、提案された包括的QFISは包括的DQAFの直列的枠組みを仮定している。このDQAFは、五つの広い次元とデータ品質評価の最初のレベルでの一連の前提からなる。すなわち、品質の前提(0)、高潔性(integrity)の保証(1)、方法論的堅実性(methodological soundness)(2)、正確性と信頼性(3)、利便性 (serviceability) 、(4)そしてアクセス可能性(5)である。この前提と各次元は、第三のレベルでの十分に定義された指標によって測定できる第二のレベルでの構成要素によって記述される(付録1を参照)。DQAFの包括的枠組みは、これまで特定データ集合向けにさらに応用され具体化される中で、柔軟性を持つことが証明されている<sup>6</sup>。

11 DQAFをヨーロッパ統計制度の品質宣言のような他の品質枠組みと比較する中で、DQAFが統計生産物にそくしたより狭いアプローチではなく、全体的アプローチを持つことは明確になった。二つのアプローチは用語において大きな共通性を持ち、品質の同じかあるいは非常に類似の次元を使っているが、ユーロスタットの品質定義は、統計的過程の統治、制度的、組織的整備を考慮してはいない。したがって、それは前提の次元の要素として、そして高潔性を定義に対しては外的なものとしてとりあげる。さらに、DQAFの品質尺度は、相対的尺度(すなわち、観察された、ほぼ観察された、ほぼ観察されていない、

<sup>5</sup> 本論文でのDQAFへの言及は、2003年7月の版による。(http://dsbb.imf.org/Applications/web/dqrs/dqrsdqaf)。

<sup>6</sup> 特定データセット(例えば、国民勘定、国際収支、政府財政統計、人口・社会統計、他)については、方法論的堅実性、正確性、信頼性の次元に関しては、更に焦点的問題(第4レベル)と主要点(第5レベル)に分割することができる。

観察されていない)で表された質的なものであるのに対して、ユーロスタットのそれは、絶対的用語(すなわち、指数、率、係数、数ほか)で示された数量的なものである。

12. われわれの見地によれば、DQAFの全体的で過程中心のアプローチが、QFISに対するアプローチとしてはより好ましい。それにもかかわらず、両アプローチとも補完しあうものと考えべきである。したがって、より数量的尺度を時間にわたるQFISの品質の測定に(例えば、正確性と信頼性〔accuracy and reliability〕の見地から)導入することができよう。

13. 以下での、分析の主な目的は、現在の(国別の)DQAFが新しいQFISのための基本的要素をどのように提供できるかを追求することである。したがって、最近起草されたDPISは、国際組織によって遂行された統計活動—そして生産物—に対するDQAFの十分性を評価する基準を提供する。付録1の表は、この比較分析を要約している。ここでは、最初の三つの欄が、DQAFの次元、構成要素と指標についての叙述、第四の欄は、DPISの10の原則と導かれた実践との対応を示している。

14. DQAFとDPISをこのやり方で対比することによって、国際的政府統計の品質枠組み(QFIS)をひきだすために、DQAFのどこに修正、追加あるいは削除が必要であるかが明らかになる。実際に、付録1の表は、勧告された修正、追加あるいは削除を示すために太字にした変更への指示を含んでいる。このようにして、太字の文章は、国際組織にとって適切で適用可能な品質定義の構成要素を含めるために、その構成と定式化の両方においてDQAFについて行うべき修正を示している。この仕方ですら暗黙に引き出されるQFISは、もちろんDQAFの基本構成を維持する。DQAFにとって同じように、後の段階では、この包括的枠組みは、さらに特定のデータ集団の標準に向けて適用され、具体化される<sup>7</sup>。

15. この手続きはまた、分析の第二の目標として、国際的品質問題をよりよく含むDPISの幾つかの構成要素を考えるための勧告をもたらす(付録1の表の第4欄の太字の文章を参照)。これは本論文の第IV節で更に論じられる)。

16. 以後、DQAFとDPISに対する主な修正提案(付録1参照)が明確化され、詳細化される。

#### 品質の前提

17. DQAFにおける品質の前提のこの次元においては、QFISは、国際統計機関の特定の機能が与えられたものとして、DQAFに比べて追加的構成要素を含むべきことが勧告され

---

<sup>7</sup> 特定のデータセット(例えば、国民勘定、国際収支、政府財政統計、人口・社会統計他)については、方法論的堅固性、正確性と信頼性の次元を考慮して、指標がさらに焦点の問題(第4レベル)と主要点(第5レベル)に分割することができる。

ている。特に、それらが各国および国際的レベルの両方において、国際機関の任務の要素であり、データ品質への重要な貢献であることが与えられたものとして、国際的調整と技術的援助が語られるべきである。

### 法的小および制度的環境 (Legal and Institutional environment)

18. 指標の調整とデータ生産機関の間でのデータの共有は、指標ではなく別個の構成要素へと移行した。他の指標は、国際統計機関の国際統計を収集し、編集し、配布する任務の透明性とデータの秘匿性の保証にふれている。

### 調整

19. この構成要素は、(i)国際機関の間での調整と、(ii)国際機関と個別の国との調整の両方を反映するために導入された。一方で、データ品質に対しては、統計標準の発展の点と、諸国の回答負担を最小限にするためのデータの相互共有の点でも、機関の間の協力が仕える。他方で、国際的データは、国別レベルでのデータの品質に依存しており、調整はさらに、各国のデータ収集と配布のための統計政策、方法および標準への組織的関与において要求される。

### 資源

20. この要素は、データ品質の保証において重要な要因である。この脈絡の下で、それはスタッフと資本資産の点で生産過程の費用効率性に関わる。生産に関する後者の要因は、統計の収集、確認、編集および配布における発展したIT技術の利用と関連する。

### 専門的協力と諮問

21. 国際統計機関のデータの品質は、各国のデータ品質に決定的に依存するので、この要素は、国際統計機関の品質定義と全体的機能において中心的重要性を持つ。データの交換をふくめて国際統計基準の発展の見地に関わるのは調整の拡大である。この構成要素は国際的レベルでのデータ品質を保証するために各国レベルでのそれら標準の実施に関わる。この構成要素の指標は、利用者の要求を評価すること、すべての主な利害関係者の完全な参加を促進し、政府とドナーの約束の両方を保証する点で、専門的協力<sup>8</sup>と諮問を適格なことにする。それは、受け取り手である国の統計制度と国の政府を、指導力を発揮するためにエンパワーしながら、国の資源を補足する。さらに、専門的協力と諮問は、バランスのとれた全体的戦略的枠組み内で設定されるべきであるし、国の統計的発展のための作業計画は、前もって目的と成功基準を具体化することをふくめて、構造的アプローチを用いてしっかりと企画されるべきである。適切な監視と評価の機構は、効果的なプロジェクトの

<sup>8</sup> 技術協力のための陽表的な「品質要件」は1999年に統計委員会が採択した「統計の技術協力における良い実践のためのガイドライン」からひきだすことができる(参照 E/1999/24, Chapter VIII).

実施、経験と学んだ教訓の交換を促進するために定式化されるべきである。

#### 高潔性の保証 (Assurance of Integrity)

22. この次元のために勧告された主な修正は、不偏性 (Impartiality) 要素の導入である。というのは、適合性 (Relevance) と専門性 (Professionalism) とむすびついたこの概念は、品質定義の中心的価値と考えられるべきだからである。倫理 (Ethics) は不偏性 (Impartiality) の下に包摂される。

#### 専門性

23. この要素は、統計的方法の堅実な適用、概念、出所、方法の公開性、党派的な評論の回避、統計の客観的提示に関わる。これに加えて、専門性の他の二つの特徴が定式された。すなわち、(i)国際的統計基準の採用の組織的推進と、訓練マニュアル/材料の開発と地域のおよび国際的セミナーの組織によって、政府統計データの利用を組織的に推進し改善すること、(ii)訓練、分析作業、論文発表とセミナーへの参加を体系的に促進し激励すること、である。

#### 不偏性

24. 不偏性 (Impartiality) の概念は明確な意味と解釈を持ち、DPISにおいて明示的に使われている。不偏性は、政府統計は公共財であり、結果として無料か最低限の費用かのみで、同時にすべての利用者が利用可能であるべきことを意味する。さらに、政府統計は、党派的偏りなしに、したがって政治的解釈や判断なしに配布されるべきである。

#### 方法論的堅実性 (Methodological Soundness)

25. 方法論的堅実性は、国際的に承認されている標準、ガイドラインあるいは良い実践の見地からみた全体的構造、範囲および分類の一致性 (consistency) のことである。国際機関のデータのこの一致性は、諸国はこれらの国際的標準と最善の実践を支持するときだけに保証される。

#### 正確性と信頼性 (Accuracy and Reliability)

26. この次元は、時間と地理的領域にわたって、およびデータ集団の間でのデータの整合性と比較可能性のことである。正確性と信頼性のこの品質次元は、原データ、概念的調整およびバランスのような異なる構成要素による調整の点から見て、各国データの基礎になる出所 (すなわち、サーベイ、行政データ他のデータ収集計画) から評価される。国際機関による一国データの確認手続きと特定の統計技法の適用もまたこの脈絡の中でのものである。さらに、諸国の改訂サイクルは、地方および国際的推定値の効果をふくめて文書化されるべきである。

### 利便性(Servicability)

27. 統計は、適合的であり、適時性をもち、一致性をもち、予測可能な改善政策に従うべきである。最善の実践に基づいて、データ収集と最終的配布の間の時間は定期的にしたがって決定されるべきである。一致性とは、ここでは時間、空間およびデータ集団にわたっての比較可能性のことである。改訂の定期性とその大きさの予測可能性は、データ出所、概念および統計的技法における変化によって、基礎にある原因の文書化とともにデータの適合性を増加させる。

### アクセス可能性(Accessibility)

28. 統計は明確で理解できる仕方で提示され、配布の形は十分なものであるべきである。さらに、適用された概念、範囲、分類、および記録、データ出所と統計的技法の基礎は、メタデータに記録されているべきであり、国際的標準、ガイドラインあるいは良い実践との違いも注釈に示されるべきである。

## **IV. 国際的政府統計の原則の声明**

29. ECE論文（序参照）を論議した結果として、CCSAはUNSDに、国際的政府統計の原理宣言（DPIS）を起草する上で先導することを求めた。10人の起草グループが創設され<sup>9</sup>、草稿が2003年11月に回覧された。起草グループが2004年3月にニューヨークで会合を開き、改訂第二稿を論議した。意見とコメントをいくつか追加的に交換した後で、第三稿（改訂2稿）が起草グループの最終コメントに向けて配布された。ここでは、合意された最終草稿が2004年の討議のためにCCSAに配布できることが期待されていた。CCSAが同意したなら、予想されたシナリオは以下のとおりであった。

- a – DPISは国連統計委員会がこの文章を支持することを想定して、統計委員会に提出する。次の段階は、
- b – 機関（機関の統計単位ではなく、機関の主要部門）がDPISに署名することを求められるだろう。

30. DPISがFPOSにそってモデル化されるべきことは出発点から明らかである。したがって、DPISの現在の草案は、FPOSの構成に密接に従う。しかし、適合度（fit）は本論文で後に一層説明されるように、完全ではない。さらにDPISとFPOSの注目すべき違いは、DPISがより詳細化されていることである。FPOSは非常に簡潔である。これはその時点で本文について合意を得る唯一の方法であった。しかし、FPOSは1993年に採用されて以来、広く討

---

<sup>9</sup> IMF, OECD, 世界銀行, WTO, 世界観光機関（World Tourism Organization）, ECE, UNESCO と UNSD がこのグループに代表を送り、Willem de Vries (UNSD)が座長で、Tom Griffin が助言者である。



議され、解釈され、説明されてきた。次第に、それらの意味する点への共通の理解に到達した。DPISを起草することの意図は、それらの達成の長所を活用することであり、そういった原則を規定するだけでなく、原則の各々と関連する良い実践を定式化することであった。

31. 実際、DPISはハイブリッドの生産物であり、原則（FPOSと同等で、誰もが同意できるものである）と実践（DQAFと同等）の組み合わせである。DPISは現在あるとおり、序文と10の原則からなり、各原則の下に、2から6の関連する実践が掲げられている。現在の草稿の全文は付録3に与えられている。

32. DPISの本文は、必ずしもFPOSの本文を文字的に従ったものでも、それに近いものでもない点は注意しても良い。そして、最後には、FPOSとDPISの構成的関係は乱雑であった。国の調整についてのFPOSの第8項は、国際機関に適用されないことは明らかであるが、対応する条項は、国際機関間の調整のために起草されたものでありうることが論議された。しかし、原則9をふくめて他の様々の原則全体でそういった調整の要素を導入することは、よりすっきりすると考えられた。DPISの原則8は、実際にはEPOSの原則9に対応する（事実上、その反映あるいはイメージである）。DPISの原則10をもって、FPOSとの関係は、再度回復されている。

33. 何故、一多かれ少なかれ—完全に対応する原則を持つDPISとFPOSの本文が異なるのか？ ある者は、起草者たちがFPOS本文をより丁寧に追い、厳密に必要な文章（の一部）の数語だけを置き換えることができたと論じるかもしれない。これが行われなかった理由は様々ある。何よりも、FPOSの本文は、必ずしも簡潔ではなく、ありうるべき適切さを持たないと考えられた。ある者はこの見地は、ある種の冒涇であると言い、他の者は、それは提案されたDPISの本文はより優れているかどうかについての好みの問題だと論じるかもしれない。しかし第二に、起草者がFPOSと違えた理由は、FPOSの本文は、必ずしも国際的統計の現実に対応しないということである。

34. DPISの草案についての最終論議を先取りしないとすれば、この草案についての主な論争は三つの部分になると思われる。

a. CCSAの幾人かのメンバーは、DPISの原則は受容できるが、対応する実践（あるいは少なくとも、そのいくつか）は、さらに詳細まで進みすぎており、余りに規範的であると考えられるかもしれない。

b. いくつかの組織は、勧告された実践の一つあるいは二つについての特定の問題を取り上げ、統計は原則的には無料で利用可能にされるべき、あるいは権利付けられた系列ほかがあるべき、と考えるかもしれない。

c. あるCCSAメンバーは、彼らは統計家としDPISの大部分に原則的に同意するが、この本文を承認する組織にとっては、様々な理由で問題をふくんでいるだろうと感じるかもし

れない。

35. III節（付録1の表の第4欄をも参照）で行われたDPISとDQAFの比較を検討して、次の点が観察された。

1. 原則1の下での勧告された実践は「統計の編集と配布は不偏性に基づくべきであり、結果は同時にすべての外部の利用者に利用可能とされるべきである」というものである。ここでは、DPISの早い時期の草稿は「外部の」世界を除外しているが、すべての者への等しいアクセスは、当初の内部的利用者が、それらが公的に発表される前に、定期的に統計をみている幾つかの組織にとっては受容可能ではないことに注意すべきである。この点で、DQAFの指標1.2.2は「統計の公表に先立っての内部的アクセスは、公的に確認されている」と言うことが助けとなるかもしれない。
2. DPISに欠けている実践は、DQAFの指標1.2.4、すなわち「方法論、データ出所、と統計的技能での大きな変化については事前の告知が与えられる」である。この要素を追加することが適切かどうかは、論議されるべきであろう。
3. 不偏性のもとでは、DPISは、政府統計の配布の参照文献、多様性/ジェンダーの尊重、および現在行われており、スタッフによく知られている倫理的行為のためのガイドライン、をふくむように練り上げることができる。
4. 方法論的堅実性(原則8)の次元のもとでは、概念、範囲と分類、および記録の基礎を一層練り上げるなら、特定のマクロ経済的データ集団のための配布基準の発展との結びつきを可能にするだろう。
5. DPISは、中間的データと改訂の分析を扱っているDQAF指標3.4と3.5について特別な言及を何らふくんではいない。これをDPISに含めることが余りに特殊かどうかは一つの論争点である。
6. DQAFの指標4.1.1と4.1.2は適時性と定期性が配布基準に従うと言う。国際統計の配布基準が設定されない限り、これは論議の余地のいくらかある点であるが、少なくとも将来の標準への連携を提供するだろう。
7. DQAFは、一致性(4.2)と改訂(4.3)についての全体的指標をふくんでいる。全般的な定式化が、特に改訂の日程に関してDPISに導入できる。
8. データのアクセス可能性についてのDQAF指標5.1.1-5.1.5は、興味深く、DPISに対して適切である。それらは、適切な(proper)データの提示、事前に声明された予定に従っての公表、および請求に基づいて、秘匿性を持たない部分的合計の入手可能性である。それらすべては、DPISがどれだけ詳細で規範的であるかについてのより一般的論議に応じて、DPIS内に取り入れるに値するだろう。
9. 利用者に対する援助についてのDQAF指標5.3は、コンタクトパーソンと出版物カタログの利用可能性を通じて、適切であり、先の8で言及した限定に従いながら、DPISに位置づけられるに値する。

## V. 結論

36. 本論文は、品質の道具は、国際統計制度に向けて定義され、操作化される必要があることを論じている。国レベルで開発された道具を、出発点として使いながら、われわれのDQAFの分析は、その次元と構成要素の多くが直接的に国際的文脈に適用可能であることを示している。調整や専門的協力といった幾つかの領域では、練り上げに向けて一層の論議が必要であろう。

37. DPISについての現在進行中の論議は、この論議を一層進める適切なフォーラムになっている。DQAFとDPISとの間の比較からひきだされる一般的結論は、DQAFは、DPISが起草されたときに考えなかった要素を含み、適切に掲載されるであろうということである。しかし、こうすることは、DPISを現在よりもむしろより詳細にするだろう。したがって、DPISの最終草案についての将来の論議との間にはバランスがとられるべきである。可能な一つの解決は、二つの別個の道具、すなわちむしろミニマムリストである原則宣言(DPIS)と、操作的評価の基礎になる直接関係し、より練られた明白な品質枠組み(QFIS)とを明示的に発展させることであろう。

38. QFISが発展した後の次の課題は、勿論、自己評価、同僚の検討、あるいは参加国による外部評価のいずれかを通じて、既存の国際的データベースとそれらの生産過程への適用である。この脈絡で、討論の次のラウンドは、明白なデータ集団に特有の配布基準をそういった評価に使うことができるかどうかという問題に焦点をあてるということを予測することは難しくはない。

付録1 国際政府統計の品質枠組み (QFIS), IMFのデータ品質評価枠組みと政府の国際統計の原則宣言の国連草案 (DPIS) の総合

QFIS 品質次元	QFIS 構成要素	QFIS 指標	国際統計の原則宣言 (DPIS) との関係
品質の前提条件	0.1 法的・制度的環境は統計に対して支持的である。	0.1.1 統計の収集、処理、配布の責任が明確に指定されている。	7.1 データが収集、加工、配布される方法についての文書とともに、統計活動プログラムに関する決定は公表される。
		0.1.4 統計の報告が、法的命令および/あるいは反応を激励する手段によって保証されている。	7.2 統計の会議向けおよび会議の報告文書が公表される。
		0.1.2 (移動)	6.1 機関は、個人、世帯、企業および他の個別的回答者のデータの直接的あるいは間接的開示を防止する手段を実施する。
		0.1.3 回答者のデータは秘匿され、統計目的だけに使われる。	6.2 そういった個別的数据は、国が同意した法的準備があり、回答者が告知を受けた上での同意を与えるのでなければ、公開したり共有されない。 6.3 機関は、秘匿性の要請を維持しながら、本物の研究者による一層の分析のために匿名のマイクロデータを提供する方法と手続きを開発する。
調整 (要素として追加)	収集された統計は要求に基づいて他の機関と無料で共有される 0.1.2 データの共有と国際的および国のデータ生産機関の標準の発展と実施における調整が十分である —データ収集および配布についての統計調査、方法および標準の発展に諸国を組織的に関与させる —必要ときには二国間および多国間諮問を受け、国際統計会議に参加する —統計活動の共通の概念、分類、標準および方法についての協定に到達する体系的活動。	5.3 収集された統計は他の機関と要求に基づいて無料で共有される。 5.6 機関が諸国で自らのデータ収集を実施するときには、彼らは政府統計に関わる国の機関が正当に関与し、政府統計の基本原則が適用されることを保証する。 9.1 機関は必要ときには二国間および多国間の諮問を受け、国際統計会議に参加する。 9.2 機関は統計活動の共通の概念、分類、標準および方法についての協定を到達するように体系的に活動する。	
0.3 適合性 統計の効用に関する利用者のフィードバックが積極的に追求される。	0.3.1 利用者のニーズに対応する点での既存統計の適合性と実際の効用。	1.1 国際機関は、その内部および外部の利用者と、これらのニーズが満たされていることを確かめるために定期的に協議する。 1.2 機関の統計作業プログラムは、それらの適合性を保証するために定期的に検討される。	
0.4 品質意識—品質が統計活動の道標になる。	0.4.1 品質に焦点をおく過程が整っている。 0.4.2 統計の収集、加工および配布の品質の監視過程が整っている。 0.4.3 品質内のトレードオフをふくむ品質思考に対処するため、そして既存のおよび生じるニーズのための計画をガイドする過程が整っている。	2.1 機関は全組織の統計活動を調整する単位を含めて、一つあるいはそれ以上の統計単位を指定して、その統計プログラムを実施し、政府統計についての国際会議を示す。 2.2 機関は、彼らの専門的考慮で使う方法や用語を基礎にする。 2.3 継続的な方法的改善が活発に追求され、統計の品質を管理し改善するシステムが整えられている。	

QFIS 品質次元	QFIS 構成要素	QFIS-指標	国際統計の原則宣言 (DP) との関係
品質の前提条件	専門的協力と諮問(合意された標準と最善の実践に従って専門的協力と諮問活動を行う追加)	<p>機関は各国および地域的統計制度を一層発展させるために、諸国および地域と、協力し、知識を共有する。</p> <p>政府とドナーの両方との約束を守りながら、すべての主な利害関係者の完全な参加を促進しながら、利用者の要請の評価に基づいている。</p> <p>受け手である国の統計制度と政府が指導力を発揮するようにエンパワーしながら、地方の状況と統計発展の段階を考慮して、各国の資源を補完する。</p> <p>国の統計発展のためのバランスのとれた全体的戦略枠組みと作業プログラムの中に位置づけられている。</p> <p>努力の重複を避け、補完性と相乗作用を激励するために、ドナーと国の統計制度内での異なる行動者との関係が調整されている。</p> <p>目標を具体化し、前もって目標と成功基準を具体化していることをふくめて、構造的アプローチを使って十分な企画がされている</p> <p>効果的なプロジェクトの実施、経験の交換と教訓の学習を促進するために適当な監視と評価機構を使う。</p>	<p>10: 機関は各国および地域的統計制度を一層発展させるために、諸国および地域と、協力し、知識を共有する。</p> <p>10.1. すべての主な利害関係者の完全な参加を促進しながら、利用者の要請の評価に基づいている。</p> <p>10.2 受け手である国の統計制度と政府が指導力を発揮するようエンパワーしながら、地方の状況と統計発展の段階を考慮して、各国の資源を補完する。</p> <p>10.3 国の政府統計の発展のためのバランスのとれた全体的戦略枠組みと作業プログラムの中に位置づけられている</p> <p>10.4 努力の重複を避け、補完性と相乗作用を激励するために、ドナーと国の統計制度内での異なる行動者との関係が調整されている</p>

QFIS 品質次元	QFIS 構成要素	QFIS-指標	国際統計の原則宣言 (DP) との関係
1 高潔性 統計の収集、加工と配布における客観性の原則が厳密に守られている	1.1 専門性— 統計政策と実践は、専門的原則で導かれている。	<del>1.1.1 統計は不偏性基準で編集されている (新しい構成要素とす るように移動)</del> 1.1.2 出所や統計技能の選択は、統計的考慮によってだけ通知される。 一方での統計的・分析的コメントと、他方での政策を規定する、そして主唱的なコメントの間に明確な区分をおく。  1.1.3 適当な統計的存在が、統計の誤った解釈や利用についてコメントする<資格を付与される>努力をする (言い換え)  機関は、訓練マニュアル材料を開発し、重要な利用者グループのためにセミナーを組織することによって、国際統計基準の採用の促進と、政府統計データの利用の改善とに体系的努力を払う。  機関は訓練、分析作業、論文の発表とセミナーへの参加を奨励して、専門性を体系的に促進する。	2.4 統計出版物において、統計的・分析的コメントと、他方での政策を規定する、そして主唱的なコメントの間に明確な区分がおかれている。  4.1 機関の統計単位はデータの誤用を理解する対応をとる。  4.2 機関は、重要な利用者グループのために教育資料を開発することによって、政府統計の利用を高める。  2.5 スタッフを激励して、訓練課程に参加し、分析作業を行い、科学的論文を発表させ、セミナーや会議に参加させることは、統計単位で働いているスタッフの専門的レベルを高める。
	1.2 透明性— 統計政策と実践が透明である。	1.2.1 統計の収集、処理、配布の機関と条件を公衆が入手可能にする。  1.2.2 公表に先立っての統計への内部的なアクセスが公的に確認されている。  1.2.3 統計機関/単位の生産物が、そのものとして明確に確認されている。	3.1 機関は使用した概念、定義、データの収集、加工手続きと遂行した品質評価を文書化し、それらへの公衆のアクセス可能にする。  公開前の統計への内部的なアクセスは公的に確認されている (追加的なものとして勧告される)。  3.3 機関は統計データの各々の重要な集合についてどの系列が権威あるかに合意を持つ。

QFIS 品質次元	QFIS 構成要素	QFIS-指標	国際統計の原則宣言 (DP) との関係
<p>1 高潔性</p> <p>統計の収集、処理、配布における客観性の原則が厳密に守られている</p>	<p>1.2 透明性—統計政策と実践は透明性をもつ。</p>	<p>1.2.4 方法、原データと統計技法における主な変更について前もっての告知が与えられる。</p> <p>データの配布の際に、最初は他のものによって収集されたデータを再利用するときには、機関は、合意された引用の基準を使いながら、オリジナルのデータ出所に組織的な信用を与えるだろう。</p>	<p>方法、原データと統計技法における主な変更について前もっての告知が与えられる(追加)。</p> <p>3.2 データの配布の際に、最初は他のものによって収集されたデータを再利用するときには、機関は、同意された引用の基準を使いながら、オリジナルのデータ出所に組織的な信用を与えるだろう。</p>
	<p><del>1.2 倫理基準</del></p> <p><del>倫理の基準と実践は倫理基準でガイドされている (削除される)。</del></p>	<p><del>1.2.1 職員の行動に対するガイドラインが整えられ、職員によく知られている (移動)</del></p>	
	<p>不偏性—統計は偏りのない基準で編集される。</p>	<p>政府統計データは同時に、すべての外部利用者が利用可能とされるべきである；</p> <p>政府統計データは公共財であり、原則として、無料あるいは最低限の費用で利用可能になる</p> <p>政府統計の配布においては、説明的な科学的コメントと政策コメントは、可能な限り分離にされる</p> <p>多様性/ジェンダーの尊重</p> <p>1.3.1 倫理行動のガイドラインが整えられており、職員によく知られている。</p>	<p>1.3 統計の編集と配布は不偏性に基づき、結果は同時にすべての外部利用者が利用可能である。</p> <p>1.4 国際的政府統計は原則として、無料で利用可能とされる。</p> <p>政府統計の配布においては、説明的な科学的コメントと政策コメントは、可能な限り分離される。</p> <p>多様性/ジェンダーの尊重</p> <p>倫理行動のガイドラインが整えられており、職員によく知られている。</p>

QFIS 品質次元	QFIS 構成要素	QFIS-指標	国際統計の原則宣言 (DP) との関係
<p>2. 方法論的堅実性</p> <p>統計のための方法論的基礎は、国際的に承認された標準、ガイドラインあるいは優れた行為に従う</p>	<p>2.1 概念と定義</p> <p>—使われた概念と定義は、国際的に受け入れられた統計的枠組みに対応している。</p> <p>2.2 範囲</p> <p>この範囲は国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは良い行為に対応している。</p> <p>2.3 分類/部門分類</p> <p>—分類と部門分類システムは国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは優れた行為に対応している。</p> <p>2.4 記録化の基礎—フローとストックは国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは良い行為に対応して、評価され記録される。</p>	<p>2.1.1 概念と定義の点でみた全体的構成は、国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは優れた行為にしたがう：データ集合に即した枠組みを参照。</p> <p>2.2.1 範囲は国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは優れた行為と広く一貫している：データ集合に即した枠組みを参照。</p> <p>2.3.1 使用された分類/部門分類システムは国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは良い行為と広く調和している：データ集合に即した枠組みを参照。</p> <p>記録化の基礎—フローとストックは国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは良い行為に対応して、評価され記録される：データ集合に即した枠組みを参照。</p>	<p>8.1 機関は、方法、基準と良い実践の発展と公布をふくめて、国際統計プログラムの発展において、国家統計局と政府の省庁の統計単位に組織的に関与する。</p> <p>8.2 機関は、自らがそれに責任を持つ基準に関する実行問題について諸国に勧告する。</p> <p>8.3 機関は、自らがそれに責任を持つ同意された基準の実行を監視する。</p> <p>8.4 公衆が公的に同意された標準をインターネットで無料で利用可能にする。</p> <p>国際機関は、国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは良い行為に基づいた概念と定義にしたがう。(データ集合に即した枠組み内で作業する)。</p> <p>国際統計の範囲は国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは優れた行為と広く調和している：データ集合に即した枠組み内で作業する。</p> <p>使用された分類/部門分類システムは国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは優れた行為と広く一貫している：データ集合に即した枠組みで作業する。</p> <p>記録化の基礎—フローとストックは国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは優れた行為に対応して、評価され記録される：データ集合に即した枠組みで作業する</p>



QFIS 品質次元	QFIS 構成要素	QFIS 指標	国際統計の原則宣言 (DP) との関係
<p>3 正確性と信頼性</p> <p>原データと統計技法は堅実で、統計的産出物は、現実を十分に描写している</p>	<p>3.1 原データ—入手可能な原データは、統計を編集するため十分な基礎を提供する。</p> <p>3.2 原データの評価と確認—原データは定期的には評価され、確認される</p> <p>3.3 統計技法—使用された統計技法は堅実な統計的手続きと一致する。</p> <p>3.4 中間的なデータと統計生産物の評価と確認—中間的な結果と生産物は定期的には評価され、確認される。(再定式される予定)</p> <p>3.5 改訂研究—正確性の基準としての、改訂は、それらが提供しうる情報のためにさかのぼられ、掘り起こされる。(再定式される予定)。</p>	<p>3.1.1 原データは、包括的なデータ収集プログラムから収集される。</p> <p>3.1.2 原データはほぼ、要求された定義、範囲、分類、評価、および記録時間にほぼ近似している。</p> <p>3.1.3 原データは適時性を持つ</p> <p>機関は、データの収集計画を含む、機関のプログラムの統合的な提示に貢献し、空白や重複が明確に可視的で、諸国の報告負担に対処し、減少させることができるようにする。</p> <p>機関は国別のデータの提供を促進する方法の開発を継続する。</p> <p>3.2.1 センサス、標本調査、行政記録を含む原データは、例えば、カバレッジ、標本誤差、回答誤差、非標本誤差に関して定期的に評価される。この評価の結果は監視され、計画化をガイドするために利用可能とされる。</p> <p>3.3.1 データの編集では堅実な技法が使われる。</p> <p>3.3.2 他の統計的手続き (例えば、データの調整と転換と統計分析) では、堅実な統計技法が使用される。</p> <p>3.4.1 主な中間的データは、適用可能なところでは他の情報で確認される</p> <p>3.4.2 中間的データにおける統計の空白が評価され、調査される。</p> <p>3.4.3 統計的空白と統計的生産物における問題の他の可能な指標が調査される。(再定式される)</p> <p>3.5.1 改訂の研究と分析は、定期的に遂行され、統計的過程を通知するために使用される。</p>	<p>5.1 機関は、地理的領域と時間にわたっての整合性 (coherence) と一貫性 (consistency)、およびそれら統計の適時性を改善するために、データ収集と処理方法の改善のために体系的に活動する。</p> <p>5.2 機関は、データの収集計画を含む、機関のプログラムの統合的な提示に貢献し、空白や重複が明確に可視的で、諸国の報告負担に対処し、減少させることができるようにする。</p> <p>5.4 機関は国別のデータの提供を促進する方法の開発を継続する。</p> <p>機関はデータの品質と正確性の評価を体系的に公表する。</p> <p>5.5 機関は、諸国から受け取るデータを編集する権限を持つが、適用された編集の統計的技能について透明性をもつ。</p> <p>国別データの確認手続きが整えられ、統計的空白あるいは統計における問題点の他の可能な指標が調査される。</p> <p>改訂の研究と分析は、定期的に遂行され、統計的過程を通知するために使用される。</p>

QFIS 品質次元	QFIS 構成要素	QFIS 指標	国際統計の原則宣言 (DP) との関係	コメント
<p>4. 利便性</p> <p>統計は、適切であり、適時性を持ち、一致性をもち、予測可能な改訂政策にしたがう</p>	<p>4.1 適時性と定期性— 適時性と定期性は国際的に承認されている配布基準にしたがう。</p> <p>4.2 一致性—統計はデータ集合内で、時間にわたって、そして他の主要なデータセットと一致性を持つ。</p> <p>4.3 改訂政策と実施。 データの改訂は、定期的にそして公表された改訂手続きに従う。</p>	<p>4.1.1 適時性は配布基準にしたがう。</p> <p>4.1.2 定期性は配布基準にしたがう。</p> <p>4.2.1 統計はデータセット内で一貫している (例えば、計算上で観察された同一性)</p> <p>4.2.2 統計は合理的な期間にわたって、一致性を持つか、調和的である。</p> <p>4.2.3 統計は、他のデータ源およびあるいは統計的枠組みを通じて獲得される統計と一致性を持つか、調和的である。</p> <p>4.3.1 改訂は定期的で、適切に定められており、透明な日程に従う。</p> <p>4.3.2 予備的データであることが、明確に確認される。</p> <p>4.3.3 改訂の研究と分析は公表される。</p>	<p>適時性は配布基準にしたがう。</p> <p>定期性は配布基準にしたがう。</p> <p>統計はデータセット内で一貫している (例えば、計算上で観察された同一性)</p> <p>統計は合理的な期間にわたって、一致性を持つか、調和的である。</p> <p>統計は、他のデータ源およびあるいは統計的枠組みを通じて獲得される統計と一致性を持つか、調和的である。</p> <p>改訂は定期的で、適切に定められており、透明な日程に従う。</p> <p>予備的データであるが、明確に確認される。</p> <p>改訂の研究と分析は公表される。</p>	<p>包括的な用語、国際的な配布および実践での宣言において上げられることは、十分には発展していない。</p>

QFIS 品質次元	QFIS 構成要素	QFIS-指標	国際統計の原則宣言 (DP) との関係	コメント
5 アクセス可能性  データとメタデータの入手は容易であり、利用者となることへの援助が十分である。	5.1 データへのアクセス可能性 —統計は明白で理解可能な仕方 で示され、配布の形態は十分で、 統計は偏りがない基礎にたつて 入手可能である。(削除される)	5.1.1 統計は適切な解釈と意味のある 比較を促進する仕方 で示される (レイアウト、文章の明 確性、表と図)。  5.1.2 配布メタデータと書式が十分 である。  5.1.3 統計は前もって告知されてい た日 程で発表される。  5.1.4 統計はすべての利用者に同 時に入手可能と される。  5.1.5 公表されないが、秘匿性の ない部分集計値 は、請求によって入手可能である。	統計は適切な解釈と意味のある比 較を促進する仕方 で示される (レイアウト、文章の明 確性、表と図)。  配布メタデータと書式が十分であ る。 統計は前もって告知されていた日 程で発表される。 統計はすべての利用者に同時に入 手可能とされる。  概念、範囲、分類、および記録、 データ源と統計技 法の基礎に関する文書が入手可能 であり、国際的に 承認された標準、ガイドラインあ るいは優れた実践 が声明される。	
	5.2 メタデータへのアクセス 可能性—最新で、適切なメ タデータが利用可能である。	5.2.1 概念、範囲、分類、および記 録、データ源 と統計技法の基礎に関する文書が 入手可能であ り、国際的に承認された標準、ガ イドラインあ るいは優れた実践が声明されてい る。  5.2.2 詳細さのレベルが、意図さ れた聴衆のニ ーズにそつて適応される (削除、 詳細すぎる)	各主題分野の参照人が公にされ ている。	
	5.3 利用者向けの援助—速や か、知識豊かな支援サー ビスが利用可能である。	5.3.2 すべての料金についての情 報を含めて、出 版物、文書、その他のサービスの カタログが広 く利用可能である。	すべての料金についての情報を含 めて、出版物、 文書、その他のサービスのカタ ログが広く利用可能 である。	

## 付録2 政府統計の基本原則（FPOS）と国際政府統計の原則宣言草案（DPIS）との比較

DPISは太字。FPOSはイタリック

原則1：すべての者が等しくアクセス可能な、適合的で偏りのない国際統計は、世界の情報システムの重要な構成部分である。

「政府統計は、経済・人口・社会・環境の状態についてのデータを、政府、経済界及び公衆に提供することによって、社会の情報システムにおける不可欠な要素を提供している。この目的のため、市民の『公的な情報の利用に対する権利』を尊重するように、政府統計機関は、実際に有用な政府統計を偏りなくまとめ、利用に供しなければならない。」

原則2：政府統計への信頼は、それらが利害の対立とは無縁で、専門的基準に厳密にそつているという認識に基づいている。

「政府統計への信頼を保持するために、統計機関は、科学的原理と専門家としての倫理を含む厳密に専門的な見地から、統計データの収集、処理、蓄積及び公表の方法及び手続を決定する必要がある。」

原則3：統計の生産において用いられる概念、定義、出所、方法および手続は科学的基準にかない、利用者に透明なものとされるべきである。

「データの正しい解釈を促進するため、統計機関は、統計の情報出所、方法及び手続に関する情報を科学的基準に従って提示しなければならない。」

原則4：機関は統計の誤った解釈及び誤用について意見を述べる権利を持つ。

「統計機関は、統計の誤った解釈及び誤用に関して意見を述べる権利を有する。」

原則5：諸国からのデータ収集に関して、機関は、適時性、品質の他の側面、費用、各国政府の部門の報告負担を適切に配慮して、最も適切なデータ出所と方法を選ぶべきである。

「統計目的のデータは、統計調査又は行政記録などすべての種類のデータ源から入手し得る。統計機関は、品質、適時性、費用及び報告負担の観点からデータ出所を選定するべきである。」

原則6：機関が、自然人と法的単位であれ、各国の秘匿性規則に従う小さな集計数についてであれ、個別的データを扱う場合には、それらのデータは厳密に秘匿されなければならない。統計目的以外に用いてはならない。

「統計機関が統計作成のために収集した個別データは、自然人又は法人に関するものであるかによらず、厳重に秘匿されなければならない。統計目的以外に用いてはならない。」

原則 7：機関は、その統計活動についての権限を公衆に通知しなければならない。

「統計システムを運用するための法律、規則及び諸手続は、公にされなければならない。」

原則 8：機関は、各国および国際的な政府統計にとって適切な標準を、それが専門的に堅固であるが、実際に役立ち実行可能性を持つことを保証しながら発展させるべきである。

「国内統計機関間の調整は、統計システムの一致性及び効率性を達成するために不可欠である。」

原則 9：統計における二国間および多国間の協力は、関係する統計家の専門的成長と機関及び各国での統計の改善に貢献する。

「国際的な概念、分類及び方法を各国統計機関が用いることは、政府のすべてのレベルの統計体系の整合性及び効率性を向上させる。」

原則10：機関は各国と地域の統計システムの発展を促進するために、諸国と協力し、知識を共有するべきである。

「統計における二国間及び多国間の協力は、すべての国の政府統計システムの改善に寄与する。」

### 付録3 国際政府統計の原則（改訂2版，2004年5月）<sup>10</sup>

#### 国際政府統計において活動している国際機関は

政府統計は持続可能な経済的・社会的開発にとって不可欠であることを念頭におき、国際統計システムを調整し、改善するための国連統計委員会や国際機関の努力を想起し、また、国連統計委員会による1994年4月11-15日の特別会期における政府統計の基本原則の採択と、1999年3月1-5日の第30会期における統計における技術協力での優れた実践の宣言の採択を想起し、

政府統計への公衆の信頼は、統計家の専門的独立性と不偏性、彼らによる科学的で透明な方法の使用、そして統計情報へのすべての者の同等なアクセスに基づいていることを念頭におき、

*彼らの活動と協力のために以下の原則と実践に同意した。*

原則1：適合的で偏らず、すべての者が等しくアクセス可能な国際政府統計は、世界情報システムの重要な要素である。

#### 合意された実践

1. 国際機関はその内部と外部の利用者と定期的に協議し、そのニーズが満たされていることを確かめるべきである。
2. 機関の統計活動プログラムは、その適合性を確保するために定期的に審理されるべきである。
3. 統計の編集と配布は不偏性に基づくべきであり、結果は同時にすべての外部の利用者に利用可能とされるべきである。
4. 国際政府統計は原則的には無料とされるべきである。

原則2：政府統計への信頼は、それらが利害の対立とは無縁で、専門的基準に厳密にそっているという認識に基づいている。

#### 合意された実践

1. 機関は、機関全体の統計活動を調整し、政府統計に関する国際会議で機関を代表する機関をふくめて、その統計プログラムを実施する一つ以上の単位を指定すべきである。
2. 機関は、専門的考慮に基づいて方法や用語を使用すべきである。
3. 継続的な方法上の改善が積極的に追求され、統計の品質を管理・改善するシステムが整えられるべきである。
4. 統計出版物においては、一方で統計的・分析的コメントと、他方での政策を規定し、

---

<sup>10</sup> 実際の草稿では、実践には番号がなく、小丸が付けられている点に注意していただきたい。番号付けは、付録1の表の作成を容易にするためにだけ使われた。

主唱的なコメントとの間に明確な区分がおかれるべきである。

5. スタッフを激励して、訓練課程に参加し、分析作業を行い、科学的論文を発表させ、セミナーや会議に参加させることは、統計単位で働いているスタッフの専門的レベルを高める。

原則3：統計の生産において用いられる概念、定義、出所、方法および手続きは科学的基準にかなない、利用者に透明なものとされるべきである。

「データの正しい解釈を促進するため、統計機関は、統計の出所、方法及び手続に関する情報を科学的基準に従って提示しなければならない。」

合意された実践

1. 機関は、彼らが使用する概念、定義およびデータ収集と処理の手続き、行っている品質評価を記録し、それらを公衆がアクセス可能にすべきである。
2. 統計の配布に際して、最初は他のものによって収集されたデータを再利用するときには、機関は、同意された引用の基準を使いながら、オリジナルのデータ出所に体系的な信用を与えるだろう。
3. 機関は、統計のそれぞれの重要な集団に対してどの系列が権威あると考えられるかに同意するべきである。

原則4：機関は統計の誤った解釈及び誤用について意見を述べる権利を持つ。

合意された実践

1. 機関の統計単位は、彼らが配布する統計の意識的な誤った解釈や誤用に対応するべきである。
2. 機関の統計単位は、重要な利用者グループのための教材を開発して統計の利用を強めるべきである。

原則5：諸国からのデータ収集に関して、機関は、適時性、品質の他の側面、費用、各国政府の部門の報告負担を相応に配慮して、最も適切なデータ源と方法を選ぶべきである。

合意された実践

1. 機関は、彼らの統計の適時性の改善について体系的に作業するべきである。:
2. 機関は、データの収集計画を含む、機関のプログラムの統合的な提示に貢献し、空白や重複が明確に可視的で、対処できるようにする。
3. 収集された統計は、要求に応じて無料で、他の機関と共有されるべきである。
4. 機関は、各国によるデータの提供を促進する方法の開発を継続すべきである。
5. 機関は、彼らが諸国から受け取るデータを編集する資格を持つが、彼らが適用する編集機構について透明であるべきである。

6. 機関が諸国でデータ収集を実施するときには、政府統計の国別機関が正式に関与し、政府統計の基本原則が適用されることを保証すべきである。

原則6：機関が、自然人であれ法的単位であれ、各国の秘匿性規則に従う小さな集計数についてであれ、個別的データを扱う場合には、それらのデータは厳密に秘匿されなければならない。統計目的以外に用いてはならない。

合意された実践

1. 機関は、個人、世帯、企業および他の個別的回答者のデータについて、指定された統計単位の外部での直接的あるいは間接的な開示を防止する手段を整えるべきである。
2. そういった個別的データは、諸国が同意した法的備えがあり、回答者がそうすることに対して告知を受けての同意を与えているのでなければ、公表されたり共有されたりされるべきでない。
3. 機関は、秘匿性という要請を維持しながら、誠意ある研究者による一層の分析のために匿名マイクロデータセットを提供する方法と手続を開発すべきである。

原則7：機関は、その統計活動についての権限を公衆に通知しなければならない。

「統計システムを運用するための法律、規則及び諸手続は、公にされなければならない。」

合意された実践

1. データがどのように収集・処理・配布される方法についての文書のみならず、統計活動プログラムに関する決定は公けにされるべきである。
2. 統計会議の文書と報告は、公衆が入手可能にされるべきである。

原則8：機関は、各国および国際的な政府統計にとって適切な標準を、それが専門的に堅固であるが、実際に役立ち、実行可能性を持つことを保証しながら発展させるべきである。

合意された実践

1. 機関は、方法、標準、優れた実践の開発と普及をふくめて、国際的統計プログラムの開発において、各国の統計局や政府部門の統計単位に体系的に関与すべきである。
  2. 機関は、彼らが責任を持つ標準に関する実行問題で諸国に助言するべきである。
  3. 機関は、彼らが責任を持つ合意された標準の実施を監視すべきである。
  4. 公的に合意された標準は公にされ、インターネット上で無料で入手可能にされるべきである。
- 原則9：統計における二国間および多国間の協力は、関係する統計家の専門的成長と機関及び各国での統計の改善に貢献する。



#### 合意された実践

1. 機関は、必要なときにはいつでも二国間および多国間の協議を行い、特に国際統計会議に参加すべきである。
2. 機関は、統計活動のための共通の概念、分類、基準と方法に関する合意を得るために体系的に活動するべきである。

**原則10：**機関は各国と地域の統計システムの発展を促進するために、諸国と協力し、知識を共有するべきである。

#### 合意された実践

1. 協力プロジェクトは、すべての主な利害関係者の完全な参加を促進しながら、利用者の要請に基づくべきである。
2. 協力は各国資源を補うべきである。受け手の国家統計制度や政府が指導力を発揮するようにエンパワーしながら、地域の状況と統計発展の段階を考慮するべきである。
3. 協力は、政府統計の国別発展のためのバランスを持った全体的戦略的枠組みや作業プログラム内に位置づけられるべきである。
4. 協力は、努力の重複を避け、補完性と相乗作用を激励するために、ドナーの間と国の統計システム内の異なる機関の間で調整されるべきである。